

播磨自然高原クラブ専用水道供給規定

第1章 総 則

第1条 〔規定の目的〕

本規定は一般社団法人播磨自然高原クラブ(以下甲という)の行う水道供給事業において、給水装置の所有者及び使用者(以下乙という)との間における料金及び給水装置、工事費の負担、その他供給条件並びに給水の適正を保持する為に必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 〔給水区域〕

給水区域は、事業計画の定める所により播磨自然高原全域とする。

第3条 〔給水対象者〕

給水対象者は、播磨自然高原内に土地を所有する甲の会員とする。ただし、甲の会員外より給水申込のあるときは、甲理事会にて協議し決定する。

第4条 〔給水装置の定義〕

この規定において「給水装置」とは、甲の所有・管理する配水管から分岐して設けられた乙の所有する給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

第5条 〔給水装置の種類〕

給水装置は次の3種とする。

- ①専用給水装置 1戸又は1箇所専用するもの
- ②共用給水装置 2戸以上が共用で使用するもの
- ③連用給水装置 1棟内で2世帯以上が1個の水道メーター(以下メーターという)によって、各世帯毎に専用栓を持ち共同で使用するもの

第6条 〔代理人の選定〕

1. 次の各号のいずれかに該当する場合は代理人を選定し甲に届け出なければならない。
 - (1) 土地を所有する会員以外が乙となる場合。
 - (2) 給水装置を共有するもの。
 - (3) 共用又は連用給水装置を使用するもの。
 - (4) 前各号の他、甲が必要と認める場合。
2. 甲は前項の届け出のあった代理人を不適当と認めるときは変更を求めることができる。

第7条 〔甲への届出義務〕

次の各号のいずれかに該当するときは、乙はすみやかに甲へ届け出なければならない。

- (1) 乙に変更があったとき。
- (2) 給水装置の使用開始、休止または廃止するとき。
- (3) 代理人に異動があったとき。
- (4) 供給を受ける水の用途を変更するとき。
- (5) 共用又は連用給水装置の使用戸数に変動があったとき。

第8条 〔同居人等の行為に対する責任〕

乙は、代理人・家族・雇人・同居人等の行為についても、この規定に定める責任を負わねばならない。

第9条 〔給水装置の管理〕

1. 乙は、私有地内(メーター以後)の給水装置を管理し、供給を受ける水又は給水装置に異常があると認めるときは、直ちに修繕その他必要な処置を甲又は甲が指定する業者にて行うものとする。
2. 前項の修繕その他必要な処置に要した費用は、乙の負担とする。

第2章 給水装置の工事及び費用

第10条 〔構造及び材質〕

1. 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令第4条に規定する基準に適合するものでなければならない。
2. 甲は給水装置の構造及び材質が前項に定める基準に適合していないと認めるときは、給水の申し込みを拒むことができる。
3. 甲は現に使用する給水装置の構造及び材質が、前1項の基準に適合しなくなったと認めるときは、その基準に適合するまで給水を停止することができる。

第11条 〔工事の申し込み〕

1. 乙によって給水装置の新設・増設・改造・撤去等の工事(以下工事という)をしようとするときは、予め甲に申し込みその承諾を得なければならない。
2. 前項の申し込みにあたり、利害関係者が存在する場合はその承諾書を提出しなければならない。

第12条 〔工事の施工〕

1. 工事の設計及び施工については、甲が直接行う他、甲が水道法第16条第2項の指定をした「指定給水装置工事事業者」が、乙の依頼によって施工することができる。
2. 前項の規定により「指定給水装置工事事業者」が設計及び工事を施工する場合は、予め甲の設計審査及び材料検査を受け、且つ工事完成後に甲の工事検査を受けなければならない。

第13条 〔工事の費用負担〕

工事の費用は乙の負担とする。

第14条 〔工事費の算出方法〕

1. 甲が施工する場合の工事の費用は、次の合計額とする。
①材料費 ②労力費 ③道路復旧費 ④諸経費
2. 前項に規定するもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。
3. 前2項の工事費の算出について必要な事項は、甲が別に定める。

第15条 〔工事費の与納〕

1. 甲において工事を施工する場合は、乙は工事設計書によって算出された工事費の概算額を甲に与納しなければならない。
2. 前項の工事費の概算額は工事完成後に精算し、過不足があるときは還付あるいは追徴する。
3. 給水装置の所有権は、前項の追徴金を納付するまで甲が留保し、それを滞納したときは当装置を撤去することができる。ただし、このために甲に生じた損害は乙に賠償させることができる。
4. 費用通知を発した日から20日以内に第1項の概算額を予納しないときは、工事の申し込みを取り消したものとみなす。
5. 甲は前1項の工事施工に際し、乙の責に帰すべき事由のため工事着手できないか、又は中止したときは、これに対する損害を乙に賠償させることができる。

第16条 〔給水装置の変更〕

1. 配水管の移転その他の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、乙の同意がなくても甲がそれを施工できるものとする。
2. 前項の工事に要する費用は、その必要を生じさせた者の負担とする。

第3章 給 水

第17条 〔給水の原則〕

1. 給水は災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又は甲が定める各規定・規則以外によって、制限又は停止される事はない。
2. 給水を制限又は停止しようとするときは、その日時、区域及び理由をその都度予告する。ただし、緊急の時はこの限りではない。
3. 給水の制限、停止、断水等によって生ずる損害については、甲はその責を負わない。
4. 乙は、給水の用途以外に水を使用又は濫用してはならない。
5. 乙は、甲の許可を受けた場合以外は他に水を分与又は販売してはならない。

第18条 〔給水の申し込み〕

乙は、新たに給水を申し込むときは、表1のとおり「口径別加入負担金」を工事施工前に甲へ納付しなければならない。その場合、甲は甲の定める各規定・規則により納付義務がある料金が納付されていないときは給水の申し込みを拒むことができる。

第19条 〔給水の休止及び廃止〕

1. 乙は、給水の休止及び廃止をするときは、所定用紙にて甲へ届け出なければならない。
2. 給水の休止及び廃止の届け出があるときは、甲はメーターを撤去し給水を停止する。

第20条 〔給水の再開〕

乙は、給水の再開を申し込むときは、表1のとおり「給水再開手数料」と、甲の定める各規定・規則により納付義務がある料金が未払いのときはその料金を、甲に納付しなければならない。

(表1)

口 径	加入負担金(税別)	給水再開手数料(税込)
13mm	100,000円	20,000円
20mm	150,000円	30,000円
25mm	200,000円	40,000円
30mm	250,000円	50,000円
40mm	300,000円	60,000円
50mm	350,000円	70,000円
75mm	400,000円	80,000円
100mm	450,000円	90,000円

100mm以上の口径については、甲が別に定める。

第21条 〔給水の種別〕

給水の種別は計量制とし、計量はメーターによって行う。

第22条 〔メーターの設置〕

1. メーターは甲の費用で乙に供給し、乙の負担にて設置する。
2. メーターは給水装置に設置し、その位置は甲が定める。

第23条 〔給水装置及び水質の検査〕

1. 給水装置又は給水する水の水質によって、乙から検査の請求があったときは、甲がこれを行いその結果を請求者に通知する。
2. 前項の検査において特別の費用を要するときは、予め通知しその実費を徴収する。

第 4 章 料 金

第24条 〔料金の支払義務〕

1. 給水料金(以下料金という)は、乙から徴収する。
2. 共有又は連用給水装置の料金は、それぞれの使用者が連帯して納付義務を負うものとする。

第25条 〔料金〕

1. 料金は基本料金と従量料金の合計金額とする。
2. 基本料金は次のとおりとし、メーター給水量を示さないときでも徴収する。

(税別)

口径	一ヶ月につき	
	基本水量	基本料金
13mm	10立方メートル以内	3,600円
20mm	10立方メートル以内	5,300円
25mm	15立方メートル以内	8,000円
30mm	15立方メートル以内	10,700円
40mm	20立方メートル以内	15,000円
50mm	20立方メートル以内	20,600円
75mm	20立方メートル以内	30,600円
100mm	20立方メートル以内	38,400円

100mm以上の口径については、甲が定める。

3. 従量料金は次のとおりとする。

使用水量が基本水量を超えるとき、1立方メートルにつき300円(税別)

4. 前2項及び前3項の料金は、甲の理事会において不適当と認めたときはこれを変更できるものとし、変更後は速やかに乙に通知するものとする。

第26条〔料金の算定〕

1. 料金は隔月定例日(料金算定の基準日として予め甲が2ヶ月毎に定めた日をいう)にメーター給水量の点検を行い、その使用水量をもって算定する。
2. 前項の規定にかかわらず、甲が認めたときは毎月の定例日にメーター給水量の点検を行い、算定することができる。
3. 甲は、やむを得ない理由があるときは前1項及び前2項の規定にかかわらず定例日以外に点検を行い、その計量をもって算定することができる。

第27条〔特別な場合の料金の算定〕

1. 月の途中から水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、次のとおりとする。
 - (1) 使用日数が15日を超えないときは、第25条第2項の基本料金の2分の1。
 - (2) 使用日数が15日を超えるときは、第25条第2項と同様にする。
2. 月の途中においてその用途に変更があったときは、使用日数が多い方の料金を適用する。

第28条〔1戸又は1箇所にも2個以上のメーターがある場合〕

1戸又は1箇所にも2個以上のメーターを設置した者は、各個別に料金を徴収する。

第29条〔使用水量の特別認定〕

甲は、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、使用水量を特別認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) その他使用水量が不明のとき。

第30条〔料金の徴収方法〕

1. 料金は水道料金請求書の振込依頼書による納付、預貯金口座自動振替又は集金の方法により隔月徴収する。ただし、甲が特に認められた場合は毎月徴収することができる。
2. 料金は水道料金請求書発行後、30日以内に甲へ納付するものとする。

第31条〔臨時給水の料金〕

1. 工事その他の理由により、一時的に給水を必要とする者は、甲が定める料金を納付しなければならない。
2. 料金は、1立方メートルにつき400円(税別)とし、給水装置の使用の中止又は廃止の届出が行われたときに精算する。

第32条〔料金の調整〕

料金の納付後、その料金について誤りがあった場合は、次回の請求時に調整する。

第5章 雑 則

第33条 〔検査及び費用負担〕

1. 甲は、管理上必要と認めたときは給水装置を検査し、乙に適当な措置をさせ、又は自らこれを行うことができる。
2. 甲は、必要があると認めたときは受水タンク以下の装置を調査することができる。
3. 前項に要する費用は、その措置をさせられた者、又はその必要性を生じさせた者の負担とする。

第34条 〔給水装置の切断〕

1. 甲は、第7条第2号の規定に基づく給水装置使用の廃止届出があれば、給水管を切断することができる。
2. 甲は、給水装置が使用禁止の状態にあり、且つ将来使用の見込みがないと認められるにもかかわらず、乙が第7条第2項の届出及び第11条の撤去の申し込みをしないときは、管理上必要と認めればこれらの規定に基づく届出又は申し込みがあったものとみなし、給水管を切断することができる。
3. 前項の場合に要した費用は、乙の負担とする。

第35条 〔停止処分〕

1. 甲は、料金、手数料又は工事費の他、甲が定める各規定・規則により納付義務がある料金が指定期限内に納付されないときは、それが完納されるまで給水を停止することができる。
2. 料金完納後、給水を再開するときは第20条と同様に「給水再開手数料」を、甲に納付しなければならない。

第36条 〔委任〕

この規定の施行に関し、本規定に定めのないものについては上郡町給水条例によるほか、必要な事項は甲が別に定める。

附 則

第37条

本規定に定めのない事項、必要事項の追加、改正等は甲の理事会が行うものとする。

第38条

新たに定める規定および改正する規定については、甲の事務所内掲示板を公示場所とし、公示したときより効力を発するものとする。また公示期間は公示日より1ヶ月の間とする。

第39条

本規定は平成15年9月16日より施行する。
平成17年11月5日改正し、同日施行する。
平成18年6月10日改正し、同日施行する。
平成18年12月16日改正し、平成19年1月1日より施行する。
平成25年3月9日改正し、平成25年5月1日より施行する。
平成26年10月11日改正し、同日施行する。

一般社団法人 播磨自然高原クラブ